物 質 名	酸化クロム()			DB - 13
別 名	-	構造式		
CAS 番号	1308-38-9			
PRTR 番号	番号 第 1 種 68 (クロム及び三価クロム 化合物として)		o Cr o Cr	
化審法番号	1-284			
分子式	$Cr_2O_3$	分子量	151.99	
沸点	4,000 1)	融点	2,435 1)	
蒸気圧	-	換算係数	1  ppm = 6.22  mg/s	/m <sup>3</sup> ( 25 )
分配係数(log P <sub>ow</sub> ) -		水溶性	不溶 1)	

# 急性毒性

動物種	経路	致死量、中毒量等	
-	-	-	-

# 中、長期毒性

- ・ラットに0、2、5%の濃度で90日間(5日/週)混餌投与した結果、2%以上の群で体重、血液・尿検査の結果への影響はみられなかった。5%群で肝臓、脾臓の絶対重量の減少がみられたが、形態、組織への影響はみられなかった $^2$ 0。
- ・ラットに0、1、2、5%の濃度で2年間(5日/週)混餌投与した結果、1%以上の群の生存率、体重、種々の臓器に影響はなかった $^{2}$ 。この結果から、NOAEL を5%(ばく露状況で補正して2,140 mg/kg/day 相当)とする。
- ・ラットに 0、4.4、15、44 mg/m³を 13 週間 (6 時間/日、5 日/週) 鼻部吸入させた結果、4.4 mg/m³ 以上の群の雌雄で肺の変色(緑色)、肺胞腔で酸化クロムと推定される黒い色素を含むマクロファージの集積、リンパ節でリンパ系細胞の過形成、15 mg/m³以上の群の雌雄で軽度の慢性間質性肺炎がみられ、44 mg/m³群の雄で肺や気管の絶対及び相対重量の有意な増加を認めた  $^3$ 。この結果から、LOAEL を 4.4 mg/m³(ばく露状況で補正:0.79 mg/m³)とする。

#### 生殖、幾生毒性

・ラット雌雄に0、2、5%の濃度で交尾前60日から計90日間(5日/週)混餌投与した結果、2%以上の群で妊娠率、妊娠期間、同腹仔数に影響はなく、出生仔にも奇形等の影響はみられなかった20。この結果から、NOAELを5%とする。

#### ヒトへの影響

- ・眼に入ると発赤、吸入すると咳を生じる。眼、気道に機械的刺激を引き起こすことがある4)。
- ・本物質や硫酸クロム (3 価クロム化合物) を製造する 2 工場の労働者 106 人を対象とした調査では、呼吸器や血液の異常の発生率増加はみられなかった 50 。なお、作業場のばく露濃度は本物質で  $0.18 \sim 13.2 \text{ mg/m}^3$ 、硫酸クロムで  $0.85 \sim 2.7 \text{ mg/m}^3$ の範囲であった。
- ・本物質を使用するフェロクロム製造工場の男性労働者 236 人(製造労働者 142 人、事務職 33 人、下請け労働者 61 人)を対象として、Cr へのばく露と腎臓への影響との関係を調査した結果、尿中 Cr 濃度と腎臓機能の指標(尿中のアルブミン、レチノール結合タンパク質、尿細管抗原)、年齢、ばく露期間との間に有意な関連はみられなかった。作業場の総 Cr 濃度は0.02~0.158 mg/m³であり、Cr()は検出されなかった(気中濃度 0.001 mg/m³未満)60。なお、

対象者の平均年齢は40歳、平均ばく露期間は9.4年であった。

・本物質の知見ではないが、3 価クロムの経口摂取に関する知見を参考として以下に記載した。3 価クロムは必須元素で、欠乏するとグルコース代謝障害を起こしたり、心臓血管疾患のリスクが増大する 7)。WHO では成人の必要量(minimal daily requirement for adult)は吸収可能な 3 価クロムとして 0.5~2 μg/day であり、食品中に生物学的に取り込まれた 3 価クロムの 25%を吸収すると仮定すると、2~8 μg/day(成人の体重を 60kgとすると、0.03~0.13 μg Cr()/kg/day)の摂取量に相当するとしている 8.9。全米研究評議会(NRC)では、安全かつ適切と推定される一日摂取量(Estimated Safe and Adequate Daily Dietary Intake: ESADDI)を成人・青年で 50~200 μg/day(体重 70kgとして 0.71~2.9 μg/kg/day 相当)と設定している 10)。日本では、クロム(三価クロム)の食事摂取基準(暫定値)として推奨量(Recommended Dietary Allowance: RDA)が設定されており、18歳以上の男性で 30~40 μg/day、18歳以上の女性で25~30 μg/dayの範囲である 11)。なお、上限量(Tolerable Upper Intake Level: UL)は設定されていない。

#### 発がん性

IARC の発がん性評価: 3(金属クロム及び3価クロム化合物として) 12)

実験動物及びヒトでの発がん性に関して十分な証拠がないため、IARC の評価では 3(ヒトに対する発がん性については分類できない)に分類されている。

### 許容濃度

ACGIH 13)	TLV-TWA 0.5 mg/m³ (金属及び 3 価クロム化合物)
日本産業衛生学会 14)	0.5 mg/m³ ( 3 価クロム化合物 )

# 暫定無毒性量等の設定

経口ばく露については、ラットの中・長期毒性試験から得られた NOAEL 2,140 mg/kg/day(最高用量でも影響なし)を採用し、同値を暫定無毒性量等に設定する。

吸入ばく露については、ラットの中・長期毒性試験から得られた LOAEL 4.4  $mg/m^3$  (肺胞腔でマクロファージの集積、リンパ節でのリンパ系細胞の過形成など)を採用し、ばく露状況で補正して  $0.79~mg/m^3$  とし、LOAEL であることから 10~で除し、試験期間が短いために 10~で除した  $0.0079~mg/m^3$  を暫定無毒性量等に設定する。

#### 引用文献

- 1) Lewis, R.J., Sr (ed.) (1997): Hawley's Condensed Chemical Dictionary. 13th ed. John Wiley & Sons, Inc. New York, NY.
- 2) Ivankovic, S. and R. Preussman (1975): Absence of toxic and carcinogenic effects after administrations of high doses of chronic oxide pigment in subacute and long term feeding experiments in rats. Food Cosmet. Toxicol. 13: 347-351
- 3) Derelanko, M.J., W.E. Rinehart, R.J. Hilaski, R.B. Thompson and E. Löser (1999): Thirteen-week subchronic rat inhalation toxicity study with a recovery phase of trivalent chromium compounds, chromic oxide, and basic chromium sulfate. 1: Toxicol. Sci. 52: 278-288.
- 4) IPCS (2004): International Chemical Safety Cards. 1531. Chromium ( ) oxide.
- 5) Korallus, U., H. Ehrlicher and E. Wuestefeld (1974): Trivalent chromium compounds: Results of a study in occupational medicine. III. Clinical studies. Arbeitsmed. Sozialmed. Praeventivmed. 9: 248-252. (in German).
- 6) Foa, V., L. Riboldi, M. Patroni, C. Zoechetti, C. Sbrana and A. Mutti (1988): Effects Derived from Long-term

- Low-level Chromium Exposure in Ferro-alloy Metallurgy. Study of Absorption and Renal Function in Workers. Sci. Total Environ. 71: 389-400.
- 7) IPCS (1988): Environmental Health Criteria. 61. Chromium.
- 8) WHO (1996): Guidelines for Drinking Water Quality. Second Edition. Vol.2.
- 9) WHO (2003): Chromium in drinking-water. Background document for preparation of WHO Guidelines for drinking-water quality.
- 10) National Research Council. (1989) Recommended dietary allowances. 10th ed. Washington, DC: National Academy of Sciences, pp. 241-243.
- 11) 厚生労働省(2004): 日本人の食事摂取基準について(平成 16年 11月 22日) 別添資料. http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/11/h1122-2.html
- 12) IARC (1990): IARC Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risks to Human. Vol. 49.
- 13) ACGIH (2001): Documentation of the Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices.
- 14) 日本産業衛生学会編(2000): 許容濃度提案理由書. 中央労働災害防止協会.